

○盛岡市老人福祉センター条例施行規則

昭和45年 5 月 1 日規則第25号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、盛岡市老人福祉センター条例（昭和53年条例第17号。以下「条例」という。）に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、盛岡市老人福祉センター使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する老人福祉センターにあつては、指定管理者）に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の許可は、盛岡市老人福祉センター使用許可書の交付をもつてする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、老人福祉センターを使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第 4 条 条例第11条第 1 項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市老人福祉センター指定管理者指定申請書に老人福祉センターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第 2 項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあつては盛岡市老人福祉センター指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあつては盛岡市老人福祉センター指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第 5 条 指定管理者は、前条第 2 項の盛岡市老人福祉センター指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨を老人福祉センターにおいて公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第13条第 1 項の市長が定める事項)

第 6 条 条例第13条第 1 項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び老人福祉センターの長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例の施行の日（昭和45年 5 月 1 日）から施行する。

附 則（昭和48年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年規則第15号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第3条の次に次の1条を加える改正規定は、昭和53年4月15日から施行する。

附 則（昭和54年規則第3号）

この規則は、昭和54年2月5日から施行する。

附 則（昭和54年規則第27号）

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年規則第42号）

この規則は、昭和54年11月16日から施行する。

附 則（昭和55年規則第11号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年規則第41号）

この規則は、昭和55年10月10日から施行する。

附 則（昭和56年規則第15号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年規則第14号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年規則第35号）

この規則は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（昭和58年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第9号）

この規則は、盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（昭和60年条例第17号）の施行の日（昭和60年4月1日）から施行する。

附 則（平成4年規則第47号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第21号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第34号抄）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第19号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第37号抄）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。